

国民スポーツ大会公開競技における企業協賛について

国民スポーツ大会公開競技実施基準第6項に定める、公開競技実施中央競技団体が実施する企業協賛については、以下に定める事項に基づき、事前に実施計画書を公益財団法人日本スポーツ協会に提出し、承認を得た上で実施することができる。

1. 協賛カテゴリー

協賛カテゴリーについては、公開競技実施中央競技団体が定めることができる。

2. 協賛特典

協賛特典の内容については、日本スポーツ協会と事前に協議すること。

3. 協賛社の呼称

日本スポーツ協会と開催県実行委員会が共同で実施する企業協賛制度において定める呼称（国スポパートナー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルサプライヤー、大会協力企業等）の使用はできないこととする。

なお、呼称については、日本スポーツ協会と事前に協議すること。

4. 協賛社の調整

協賛社の募集にあたっては、日本スポーツ協会と開催県実行委員会が共同で実施する企業協賛制度の対象企業・団体と競合または、重複することが想定されることから、日本スポーツ協会及び開催県実行委員会と事前に協議すること。

5. 協賛社との契約

協賛社との契約は、公開競技実施中央競技団体が行うこと。

6. その他

本内容の改廃については、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

（附 則）

平成24年8月29日に制定し、第70回大会より施行する。

平成30年4月1日に改定し、同日より施行する。

令和6年1月1日に改定し、同日より施行する。